

長崎県にとっての生物多様性

— その認識と実践 —

福 島 涼 史

Biodiversity for Nagasaki
- Its Understanding and Practice -

Ryoshi FUKUSHIMA

概 要

生物多様性が、法的に未確定なものであることを県条例、基本法、条約の各々を検討し、科学的に未確定であることを分類学・分子分析の動向を検討し、論証する。その上で、個人の知的実践と民主的決定がそれを確定すべきことを論じる。その前提として、対馬とツシマヤマネコを例として、生物多様性のための地域振興という課題を提唱する。

キーワード：生物多様性，生物多様性条約，分類学，長崎県，ツシマヤマネコ

序 論

- 一 法的未確定
 - 二 科学的未確定
 - 三 知的実践
- 結語 - 地域振興の必要

序 論

「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」は、「地球温暖化対策の推進，生活環境の保全等，自然環境の保全及び快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりに必要な措置その他環境の保全のために必要な事項を定め，もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする」と謳う¹。この条例の下，長崎県の生物多様性保全が定められていることからして，長崎県の生物多様性は，県民の文化的な生活に資するべきものとしてある。

環境保護や保全は誰のためのものかという問いには，およそ二通りの答え方がある。一つは，環境そのものためである，とし，他方は，人間のためである，とする。前者の場合，「環境」という語は，人間を取り巻く環境という含意があり，すでにふさわしくなく，自然や地球と言い換

1 「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」(長崎県条例第15号)平成20年3月25日，第1条。

えられるべきことになる。そこでは、およそそれとして保全されるべき自然と加害者としての人間を対峙させることが一般的である。そのような語を用いるかは別として、このような構成は、理論上は、自然の神聖性や不可侵性を措定していることに等しい。もう一方の構成は、寓話的にいえば、金の卵のように、人間がそれと知らず、自分の首を絞めてしまうことを警戒しつつ、終局的には人間にとっての有益性を目的としている。このような構成は、環境の資源性を措定している。

このような二通りの、いわば、中間として、「世界遺産」というような特殊な位置づけがある。たとえば、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(世界遺産条約)は²、世界遺産について、「損壊し又は滅失することも、世界のすべての国民の遺産の憂うべき貧困化を意味する」(前文)とし、「将来の世代へ伝えること」(第4条)を強調する。英文の「heritage」には、遺産相続を想起させるような財産的な意味合いはなく、「世界遺産」の資源性やその活用について訴える条約ではまったくない。一方で、将来世代へ引き継ぐ、という意味では、何らかの形で人間にとっての「顕著な普遍的価値、outstanding universal value / une valeur universelle exceptionnelle」が語られているに違いない。この点、この「顕著な普遍的価値」が人間の主観によるものであることを強調する論者もある³。

「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」は、「文化的な生活の確保に寄与することを目的」として掲げており、人間のための生物多様性保全の側を選択しており、その文化への言及は、人間の主観的価値を措定している。これを、ここでは人間主体性と呼びたい。

「生物の多様性に関する条約」(生物多様性条約)も、また、明らかにその人間の側を選択している。それは、「生物資源」について定義し(第2条)、「生態学上、遺伝上、社会上、経済上、科学上、教育上、文化上のレクリエーション上及び芸術上の価値」を語っている(前文)。この条約の特徴的なことは、目的における、人間主体性を遙かに超えて、生物多様性そのものも、人間が決するものとして措定する道を開いていることである(後述、第12条a項)。

自然や環境は、それとして、人間とは無関係に、いわば、人間と対峙して、その彼岸に存在していてもよい。しかし、その価値やその保全目的は必ずしも、そうではない。保全活動の必要が、統計的な調査の結果として現れてくる科学的知見を基に説かれることはしばしばである。しかし、そのような科学的知見は、そもそもなぜ、保全が必要なのか、その目的を基礎づけることはない。なんとなれば、それは人間の側の問題であり、人間が決すべき問題だからである。生物多様性もまた、人間とは無関係に、それとして、どこかに存在しているものではない。少なくとも、保全活動の対象となる生物多様性は、それが何であるか、何がそれを構成するかを人間が決すべきものである。

県の条約がすでに人間主体性を示しているが、およそ、生物多様性に対しては、それが誰にとっての、何であるかという問題設定が生じる。『いきものと人々が賑わう「ながさきの未来環境」を目指して～長崎県生物多様性戦略～』は次のように、その生物多様性について説明している。長崎県は、地形の変化に富んだ豊かな自然景観に恵まれ、ツシマヤマメコをはじめとする貴重な野生生物が生息するだけでなく、歴史や文化とも関わりのある多様な生態系が育まれている⁴。

2 1972年11月16日パリで開かれた第17回ユネスコ総会において採択され、1975年12月17日に発効した。日本についての発効(加入)は、17年後の1992年である。また、現在の締約国は、2009年のクック諸島の批准によって186に至った。

3 Federico Lenzerini, 'The Preamble,' Francesco Francioni ed., *The 1972 World Heritage Convention: A Commentary*, Oxford University Press, 2008, p. 19.

4 長崎県環境部自然環境課生物多様性保全班『いきものと人々が賑わう「ながさきの未来環境」を目指して～長崎県生物多様性戦略～』(平成21年), はじめに。

また、「ながさきの希少な野生動植物」(県レッドデータブック・平成13年)は、哺乳類(海産哺乳類を含む)20種、鳥類97種、爬虫類11種、両生類6種を、長崎県の絶滅のおそれが高い種として掲載している。このような長崎県にあっては、特別に、追求されるべきものとして、また、決すべきものとして、次の問いが存在する。長崎県にとって生物多様性とは何か。

一 法的未確定

(1) 県条例・戦略

先の「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」自体は、積極的な生物多様性の定義の項目をもっていない。ただ次のように、「長崎県生物多様性保全戦略」の策定を命じる規定において、説明は置かれている。

第1節 長崎県生物多様性保全戦略

(長崎県生物多様性保全戦略)

第43条 知事は、生物多様性(多様な生態系が存在すること、多様な種が存在すること及び種内においても遺伝子形質の異なる個体が存在することをいう。以下同じ。)の保全を図るための基本戦略(以下「長崎県生物多様性保全戦略」という。)を定めるものとする。

ここにいう生物多様性は、相当に生物学的な意味合いを帯びている。「遺伝子形質の異なる個体」という表現が特にそうである。

「多様な種」、及び、「遺伝子形質の異なる個体」の「存在すること」の「保全を図る」ことは、端的には、他と区別しえるあるグループが絶滅することがないようにすること指示していると考えられる。この上で、理論的にいって早速の困難は、ある種や特定の遺伝子形質の個体が、他のグループに属する個体と交配する場合である。その結果生まれる個体は、少なくともその瞬間においては、二つの親のグループのいずれとも異なる第三のグループを形成するはずである。単純な足し算では、新たなグループが誕生したわけであって、その構成要素が増えたという意味で、生物多様性は、大いに保全、すなわち、拡充されていることになる。

ところが、タイワンザル駆除の議論が懸念するように⁵、新たに生じるグループの方が圧倒的に優位になって、元々のグループがそれに吸収され、消滅するという事態も考えられる。この場合は、そのような交配は防止すべきものであり、しばしば一方の種を排除することが目指される。そして、その排除される対象は常に「外来生物」であるが、人間が持ち込んだ生物は構成要素ではないという指示内容は、生物多様性自体からはでてこない。

このような理論的な困難に対する一つの回答は、「存在すること」を「現在、存在すること」とみなして、同種の規定を status quo の維持を指示するものと解釈することである。

ところが、上の条例第43条により策定された「長崎県生物の多様性の保全に関する基本的な計画」(長崎県生物多様性保全戦略)(平成21年)は、第1部 基本計画編、第1章、「1. 生物多様性とは」において、種内(遺伝子)の多様性、種(間)の多様性、種(間)の多様性と生物多様性を定義しつつも、第2章の「2. 長崎県の生物多様性からの恵みと共生の智慧」においては、

5 タイワンザル(*Macaca cyclopis*)「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(平成16年6月2日法律第78号)に基づく、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令(平成17年政令第169号)により、特定外来生物に指定。

「長崎のミカン」、「茂木ビワ」を長崎県の生物多様性を構成するものとする。そこにおいてもすでに説明されているように、「茂木ビワ」は、江戸期に中国から移入された外来種から作り出された品種である。このような例を許容するならば、長崎県の条例・戦略がいう生物多様性は、現状維持にとどまらず、積極的な増進をもうものとなる。そして、その帰結として、異なる種の交配も容認することになる。

(2) 生物多様性基本法・戦略

上の長崎県の条例とは対照的に、生物多様性基本法は、次のようにその定義を置く。

(定義)

第2条 この法律において「生物の多様性」とは、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。

この条文規定の特徴的なことは、県条例が「種」や「個体」が存在することとしているのに対して、「差異」が存在することとし、より抽象的になっていることである。先に述べたように、種や個体ならば、現段階で存在しているものと解することができるが、「差異が存在すること」について、これが、もっぱら、現在存在する差異のみを指すと解することは無理がある。

県の条例と同じ構造をとって、この基本法も次のように戦略の策定を求めている。

第11条 政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性国家戦略」という。）を定めなければならない。

ここに登場する「持続可能な利用」は、保全にとってのいわゆる対抗利益であって、保全活動を制約するものとして登場しており、生物多様性概念そのものに影響を与えるものではない。ただし、その意図は十分に汲んで、日本の生物多様性国家戦略2010（平成22年3月）は、第1部第1章第3節において、「生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性を示す理念」として、「すべての生命が存立する基盤を整える」、「人間にとって有用な価値を持つ」、「豊かな文化の根源となる」、「将来にわたる暮らしの安全性を保証する」を挙げる。「人間にとっての有益な価値を持つ」が露骨に示すように、ここでは、人間のための生物多様性が強調されている。そして、その帰結として、第1章第2節「いのちと暮らしを支える生物多様性」において、次のように説明する。

・品種改良

人間は特定の生物を品種改良して、効率を上げることによって豊かになってきたところですが、その一方で、品種改良は「一様化（特定の品種に集中すること）」という面も持っています。このことは多様性と反しているようですが、これを支えるものとして、改良の選択肢を広げるためには近縁の野生生物の豊かな遺伝資源が健全に維持されていなければなりません。また、一様化してしまった作物や家畜が将来の環境変化に対応できなくなったときには、さらなる改良のための遺伝資源がなければなりません。このように効率的效果的な農産物の生産の基礎を支えるものとして生物多様性は重要です。

ここで、注目すべきは、県条例とは異なり、品種改良種そのものが生物多様性を構成するとは

されていないことである。品種改良（及び、その種）自体は、生物多様性を減損するものとして、措定され、その上で、それを担保し、補填するものとして、その下に生物多様性が置かれている。この場合、交配については、生物多様性との相関において許容され、また、禁止されると考えられる。すなわち、生物多様性がそのような交配や「一様化」を補うに十分であれば、それは許容され、また、まさにそれを行うために生物多様性の保全が必要ということになる。

このように考えると、国家戦略の示す生物多様性は、生物学的なそれではなく、あえていえば、農学的なそれであり、目的志向的であることが分かる。人間を支え、人間に有益なものをもって、生物多様性とする可能性も含意しているのである。

（３）生物多様性条約

長崎県の条例、生物多様性基本法が類似した生物多様性の「定義」の規定を置いているのは、ともに「生物の多様性に関する条約」（生物多様性条約、1992年）⁶に基づいているためである。その条約は次のように生物多様性を規定している。

第2条（用語）

「生物の多様性」（Biological diversity）とは、すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかんを問わない。）の間の変異性（the variability）をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。

まず、県条例、基本法が、生物多様性とする、区別しえるグループの存在することやその間の差異は、後半の「種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性」に対応している。その上で、それを含む、より広いものとして、すべての生物の変異性の側が、生物多様性の指示内容となっている。理論上は、核となる「種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性」ならざる、補集合の「変異性」が生物多様性を意味することがありえる。したがって、県条例、基本法の元になっていながら、そのいずれよりも開かれた生物多様性概念を提示しているのである。

このことを反映して、同条約は、次のように「生物多様性（の構成要素）」の特定について定める。

第7条 特定及び監視

(a)（締約国は）附属書Iに列記する区分を考慮して、生物の多様性の構成要素であって、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のために重要なものを特定すること。

生物多様性、及び、その構成要素は特定されるべきものとして、規定されている。何が生物多様性を構成するかは、人間によって（条約上は締約国によって）決定されるべきものとして、開かれている。

6 ブラジルのリオデジャネイロで開かれた国連環境開発会議（地球サミット）中に、「気候変動に関する国際連合枠組条約」（気候変動枠組条約）と並んで、採択された。日本は、1993年に締結し、同条約は同年12月に発効した。

二 科学的未確定

(1) 種概念

生物多様性の構成単位として、県条例、基本法は、種を核として置いている。しかし、まず、その種概念自体が確定されたものではない。金子之史は、種概念として、「進化的な種」、「生物学的な種」、「認知の種」、「結合的種」、「系統上の種」、5つを挙げて紹介しつつ、こういう。

種とはなにかという問題は、...生物学において多くの研究者を悩ませている。ひとつの種の定義をすべての種に拡大できたり、すべての生物学の課題に答えられる種の定義というものはなく、研究者の研究の目的に応じて変えるほうが生産的であるという考えもある⁷。

例えば、鳥類学者のマイヤー（Mayr）が提唱した「生物学的な種」は、「種は実際かあるいは潜在的に交配可能な自然個体群の集まりをいい、これらの個体群はほかの種の個体群とは繁殖のうえで隔離されている」というものである⁸。この種概念をとる場合、生物によっては、古典的な「かたち」、形態に基づいた種概念をとる場合に比べて、より多くの個体が、一つの種に包摂されることになる。一つの種がより包括的になればなるほど、その種を単位とする生物多様性は、縮減することになる。

(2) 分子

このような種概念の「混乱」に対して、それらは人間が任意に観念するもので、本来の客観的な素材を探索しようとするのが科学的傾向であろう。その素材の最たるものとして、分子（タンパク質、DNA）がある。実際、藤田敏彦は、「形態形質は形質の選択やその扱いが研究者の主観に左右されやすいが、分子系統は客観性が高い」と分子による系統推定の利点を整理する⁹。

分子分析の威力は、相当なもので、従来、独立種、*Felis euphilura* とされていたツシマヤマネコを、ベンガルヤマネコの亜種、*Felis bengalensis euphilura* へと再分類することが提唱されている。また、同種の手法により、アカオオカミ（*Canis rufus*）が、タイリクオオカミ（*Canis lupus*）とコヨーテ（*Canis latrans*）の雑種だと示唆されている¹⁰。

ところが、馬渡峻輔は、その客観性について次のようにいう。

比較結果を数字で表すことができるのは、たしかに分子形質が形態形質をしのぐ点である。しかし、数値で表せること自体は客観的あるいは科学的であることを意味しない。数値化の過程には主観の入る余地がある¹¹。

実際、鳥類に関する類縁関係の結果について、森岡弘之は、最新の分類学の集大成である『動物系統分類学〔追補判〕』において、次のとおりの批判を展開している。

7 金子之史『分類』（東京大学出版会、1998年）76-78頁。

8 同上、73頁。

9 藤田敏彦『動物の系統分類と進化』（裳華房、2010年）60頁。

10 金子之史、33、86頁。

11 馬渡峻輔『分類』（東京大学出版会、1994年）89頁。

DNA の解析が系統関係を明らかにするうえで有効なことは疑いない。しかし、スズメ目がキツツキ目とはまったく起源の異なった分類群で、ハト・ツル・コウノトリ目（ペンギン・アビ・ミズナギドリなどを含む）に類縁が近いという主張は、容易に理解しがたい。それは、そのような類縁関係がありそうにないというだけのことではなく、どのような進化のシナリオが描けるのか不明だからである。たとえば、潜水鳥でないグンカンドリがどうして蹠足に代えて全蹠足を進化させたのかを考えると、DNAH がどこかで結論を間違えた可能性が高い...¹²。

特定の処理により取り出されたデータのみで、分類体系を没却するがごとき、拙速な実証主義が批判されている。このことが示唆するように、分子（タンパク質，DNA）に基づくとしても、科学的同定には不確定な部分が残る。

（3）系 統

すでに頻出しているように、分子（タンパク質，DNA）の分析が最も得意とするものは、生物の分岐・系統を追うことである。例えば、塩基配列やアミノ酸配列の差を「分子時計」として用いて、「ヒトとオラウータンの分岐はヒトとチンパンジーの分岐よりもおよそ4倍古いということ」が分かるとされる¹³。その成果は、樹形図として現されるのであるが、問題は、現在の形態に基づく分類のグループが、同じ枝に属していない、いわば寄せ集めのグループ（側系統群）に再編されるという事態が生じることである。分岐分類学では側系統群はタクソン（単位）とは認められず、分類体系には入らないのである。

爬虫類，鳥類に関して、その違いを表にすると次のようになる¹⁴。

図 1

従来の分類学		
爬虫類	カメ	/
	ヘビ・トカゲ	
	ワニ	
鳥類	トリ	

図 2

分岐分類学			
爬虫類・鳥類	カメ	ヘビ・トカゲ	
	有鱗類		
		ワニ・トリ類	トリ

「従来の分類学」では、爬虫類と鳥類、具体的にはワニとトリとの間に、決定的な差異があり、カメとワニとの差異はわずかなものにとどまる。これに対して、「分岐分類学」によれば、ワニ

12 森岡弘之「鳥類」山田真弓監修『動物系統分類学〔追補判〕』（中山書店，2000年）374頁。

13 藤田敏彦，61-62頁。

14 同上，51-52頁，及び，馬渡峻輔，118-120頁を基に作成。

とトリとの差異はわずかなもので、カメとワニの差異こそが決定的なものとなる。このような「常識」に背く結果について、馬渡峻輔は次のように批判する。

分岐分類の体系にはトリとそれまでの爬虫類とが大きく違うことが表されていない。トリが他と比べて進化したことと、他がひとつのグループを作っていることのどちらも表現されていない。ただし、分岐の順序は正確に表現できている。すなわち、分岐分類のもたらす結果の中には、進化の側面である「生命の多様性」(biodiversity)が抜け落ちている。分岐分類学は生命の多様性をノイズと見ているようである¹⁵。

生物多様性の構成要素を確定すべき科学、分類学の最先端が、他ならぬ生物多様性をとらえ損なっているとすれば、科学的不確定性はいや増すばかりである。

三 知的実践

(1) 研究

生物多様性、及び、その構成要素・単位は、科学・生物学によって一義的に同定されているものではない。種概念も多義的であり、分子(タンパク質・遺伝子)の分析も最新の結果も、最終の結果とはしがたい。

第12条 研究及び訓練

(a) 生物の多様性及びその構成要素の特定、保全及び持続可能な利用のための措置に関する科学的及び技術的な教育訓練事業のための計画を作成し及び維持すること並びに開発途上国の特定のニーズに対応するためこのような教育及び訓練を支援すること。

生物多様性条約は、このような事業計画の義務を締約国に課す。この規定がすぐに想起させるのは、様々な生物についてのフィールドワーク的な統計・実態調査に違いない。しかし、上述の理由で、生物の多様性、その構成要素の特定のために必要な事業は、それよりもはるかに広い。構成要素を、種・目・類等に振り分け、特定(identify)するために不可欠な分類学もここにいる科学に他ならない。また、そこで求められることも、事業(programs)という語幹が示すようなゴールの定まったプロジェクトではなく、分子分析の実験そのもののように、相批判しあいながらすトライ・アンド・エラーである。認識に携わる学もまた、実践的にならざるをえない。生物多様性基本法も、また、次のように定める。

(科学技術の振興)

第二十三条 国は、生物の多様性に関する科学技術の振興を図るため、野生生物の種の特性の把握、生態系の機構の解明等の研究開発の推進及びその成果の普及、試験研究の体制の整備、研究者の養成その他の必要な措置を講ずるものとする。

その基本原則(第3条)において、「科学的に解明されていない事象が多いこと...にかんがみ、科学的知見の充実に努め」(第3項)る、と定められていることから、ここにいる「科学技術」

15 馬渡峻輔, 120頁。

は、第22条にいう「生物の多様性の状況の把握、…標本等の資料の収集」よりもより広いと理解すべきである。そこには、情報収集を超えた、あるいは実践的、あるいは、理論的なものが含まれる。

(2) 理 解

生物多様性条約も、教育について定めるが、生物多様性基本法は、より踏み込んで、次のように定める。

(国民の理解の増進)

第二十四条 国は学校教育及び社会教育における生物の多様性に関する教育の推進、専門的な知識又は経験を有する人材の育成、広報活動の充実、自然との触れ合いの場及び機会の提供等により国民の生物の多様性についての理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

同法は、特徴的なことに、第7条において、国民の責務として、「生物の多様性の重要性を認識する」、「生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努める」ことを定める。しかし、第24条にいう「理解」は、第7条的な責務についての理解＝承服ではない。その重要性の認識でもなく、文字通り、「多様性についての理解」であり、生物多様性とは何かを理解することである。

「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」は、第8条において、「地球温暖化対策に関する教育及び学習の推進」を定めているにもかかわらず、生物多様性に関しては、もっぱら保全を定めるのみで、同種の規定はない。一方で、上述のように、同条例は、「県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする」。これらは、どのように整合的に捉えられるべきであろうか。長崎県生物多様性保全戦略は、この点、第1部 基本計画編、第3章 県戦略の目標と基本方針、3. 基本方針において、次のように述べる。

(5) 普及啓発の推進

生物多様性とは何か、生物多様性がいかに私たちの暮らしを支えているか、その生物多様性の状況がいかに深刻であるか、このような基本的なことも含め、依然として生物多様性について関心や知識を持つ人は多くありません。基本方針の(1)～(4)に沿って施策を強力に推進し、また、より多くの皆さんに生物多様性について関心や知識を持っていただき、生物多様性保全の配慮を社会経済活動全般に浸透させるため、普及啓発の取組を進める必要があります。生物多様性の意味や重要性、ながさきの生物多様性と私たちとの関わり、ライフスタイルの見直しも含め、生物多様性保全のために私たちが取り組むべきこと等について、環境教育・学習、自然とのふれあい、農林漁業体験等のあらゆる機会を通じて、様々な手法により普及啓発を進めます。

長崎県民は、生物多様性が何であるか、その構成要素が何であるかを特定することなしに、物理的に自然環境が、そこに保全されていることで、文化的な生活を送ることができるのであろうか。そうではない。アリストテレスもいうように、人は知を愛するのであるし、人は、「生物多様性とは何か」、「生物多様性の意味」を明らかにしようと欲するのである。そのような知的実践こそが、文化的な生活の前提である。

(3) 民主的決定

人間とは無関係に、人間と対峙して、その彼岸に存在する「自然」や「環境」とは対照的に、生物多様性は人間の側にある。それを享受する人間が、それが何であるか、何がそれを構成するかを決定するものである。それは、既存の条約、法律、条例のいずれにおいても、開かれたものとして措定されている。また、それは、科学が自ずと結論を出すような即物的なものではない。

長崎県の生物多様性に関しても、その未確定性が顕著な例がある。ツシヤママネコは、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成6年1月28日政令第13号)において、「国際希少野生動植物種」に指定された。その際の学名は、「フェリス・エウプティルラ」であり、独立種として記載されている。ところが、平成23年2月25日に、環境省により、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)」に対する意見の募集(パブリックコメント)がなされ、そこで、最新の学問的知見に基づき、見直す内容として、学名の変更が提案され、早くも平成23年3月18日の政令第24号により、「プリオナイルルス・ベンガレンシス・エウプティルルス」と修正された。この三語からなる学名は、それが亜種であること(この場合は、ベンガルヤマネコの亜種)を示している。

ある生物が独立種であるか亜種であるかは、生物多様性の構成要素(単位)上の位置にとっては相当な違いである。ツシヤママネコが亜種であれば、ベンガルヤマネコが存在しているかぎり、ツシヤママネコが絶滅しても、その種は存続することになるからである。また、上の学名の変更は、イリオモテヤマネコに関しても全く同様に行われており、それに基づけば、ツシヤママネコもイリオモテヤマネコも亜種関係という差異しかなく、互いに独立種であったかつての構成よりも、日本におけるヤマネコ類の差異が縮減していることになる。それでは、最新の学問的知見により、あるいは、官庁が発する政令により、日本における生物多様性は、この点で、縮減したのであろうか。

すでにみたように、生物多様性条約は、すべての生物の差異をいうものであって、種は、例示的なものに過ぎない。生物多様性基本法も長崎県条例も亜種をその多様性の単位として認めている。したがって、亜種への変更それ自体が、それらにおけるツシヤママネコの単位性を失わせることはない。

それでは、より積極的に、ツシヤママネコの法的地位は、いかにして定まるのであろうか。生物多様性に関する法的未確定、科学的未確定を前提に、条約が生物多様性の構成要素を特定することを指示していることから導かれるように、一つには、それは法的決定により、定まるといえる。しかし、科学的知見が、何ら最終的なものではないことからして、その決定はテクノクラートがなす決定、官庁的な政令ではなくして、民主的決定の対象である。すでに述べてきたことから導かれるように、生物多様性は、主体の認識に依存したものであり、その特性からして、実践的認識に依存したものである。その帰結として、極端な場合、「わたしにとっての生物多様性」という設定がありえる。そして、最も一般には、長崎県(民)にとっての生物多様性という構成がありえる。

そのような構成は、場合によって、議会で条例として明示、示唆することもできようし、また、その討論によっても定めることができる。それは、希少動植物の種の指定や保存地域の指定(多くの場合、採取や取引に関する禁止規定)により間接的に定めることもできる。あるいは、特定の生物に対する研究の助成をすることもまた、一つの態度決定である。そして、終局的には「ツシヤママネコ条例」というような個別の条例を制定することもできるのである。

これらの討論や決定にとって、国民、県民の、単なる教育・啓発ではなくして、知的実践が前提であることはいうまでもない。そして、そのような知的実践の前提として、学問、特に生物学、

分類学の批判的実践が不可欠であることも自明である。この意味で、生物多様性に関する法は、循環的な構造をもっている。科学研究の推進が命じられ、それを元に人々が自ら判断し、民主的な決定がなされ、その結果として、さらなる科学的探求がなされるのである。その際、忘れられてはならないのは、科学的知見がすべてを解決するのではなく、民主的決定もまた、その一翼を担うことである。

結語 - 地域振興の必要

長崎県内の生物多様性は、まずもっては、離島によって特徴づけられる。特に、対馬は、フェリーで4時間半という文字通りの離島である。そのことを反映して、対馬に固有の生物（固有の亜種）が多く生息する。その代表といえるのがツシヤママネコであるが、その減少の原因は、よくいわれる開発による環境破壊のみではない。地域の林業が衰退し、森が放置され、間伐されるべき針葉樹が覆う暗い森になってしまっていることが原因である。土地を焼いて切り開く「木庭作」などが行われなくなると、地表付近の植物がなくなり、エサとなるネズミなどが減少するとされる。ところが、対馬には、そのような作業を行う人手が足りない。他の地域とは異なり、人間が増えたことではなく、人間が減ったことにより、「生物多様性」が減っているのである¹⁶。

加えて、離島の「生物多様性」には固有の困難が存在する。同じ長崎県やフェリーが運航する福岡県の人でも、離島に行ったことがある人は少なく、その生き物をそもそも知らない、情報として知っていても関心はないという人が多くある。このような条件下、地域振興が、長崎県の生物多様性にとっての鍵である。一つには、物理的な保護・保全活動のためであり、もう一つには、その認識のためである。少しでも多くの人に離島を訪れてもらい、その島と生き物に関わってもらうことが必要なのである。実際、環境省の対馬野生生物保護センター（ビジターセンター）は、ツシヤママネコも公開されており、また、ツシヤママネコを取り巻く多様な生物について知見を得る最良の場である。もし、そこに行くならば、誰しも、生物多様性について知的実践へと誘われる。

このことに関連して、動物園の役割も強調されなければならない。石田戢は、『日本の動物園』において、メディアとしての動物園を紹介し、動物園が、多様性の認識の場であるとしている¹⁷。例えば東山動植物園のように、ユキヒョウ（*Panthera uncia*）、ペルシャヒョウ（*Panthera pardus saxicolor*）、ヒョウ（*Panthera pardus*）が並んでいてはじめて、個別単独に見た場合、漠然とした意味のヒョウでしかないところに差異が認識できるのである。福岡市動植物園においては、上述のベンガルヤママネコとツシヤママネコの両者を見ることができ、両者の差異は、実際に比較観察することによってこそ、認識される。加えて、各地を巡って地球の生物を見聞することは大きな制約を伴い、人々の生物多様性への関与にとって、動物園が果たす役割は、計り知れない。

世界遺産に関しては、「遺産」の保存と環境資源化・地域振興は、独立のものであるし、本来対立するものとして、両者の調整が課題とされる。これに対して、生物多様性の場合には、特に長崎県の生物多様性の場合には、両者は相互補完的であるといってもよい。仮に聖堂は祈りの場であって撮影の場ではなく、観光客は、信仰の「遺産」の継承者ではないという立場が通用するとしても、生物多様性にとって、観光客は、まさにその担い手である。それまで訪れた地域との差異を認識することは、生物多様性の認識の第一歩であり、そこでの見聞も、写真を撮り、持ち帰

16 シヤママネコ保護増殖連絡協議会『ツシヤママネコ保護増殖事業実施方針』（2010年）本編5頁など。

17 石田戢『日本の動物園』（東京大学出版会、2010年）143頁。

ることも、他の地域への普及、啓発である。また、その観光客自体の資源性も指摘できる。観光客が離島でなく経済活動は、多くの人を対馬に留め置く産業を生む¹⁸。

対馬では、このような地域振興の取り組みが現になされており、「ツシヤママネコの島」としてのピーアールがなされている。空港の名称は、「対馬やまねこ空港」(2008年決定)であり、その売店では、様々なツシヤママネコ関連のお土産が販売されている。北部の佐護地区では、ツシヤママネコの生息に配慮した減農薬農法の「ツシヤママネコ米」が生産され、各地に販売されている¹⁹。また、子どもたちにより植林がなされている舟志地区では、廃校を利用した「舟志の森自然学校」が開かれ、エコツーリズムを体験できる²⁰。これらは、生物多様性をどのような意味にとっても、それに貢献している。なぜなら、生物多様性は、人間の関与を、認識と実践の双方において必要としているからである。

現在環境省により「保護増殖事業(計画)」が進められ、飼育下で生まれたツシヤママネコの野生復帰の段階に入ろうとしている。現在の対馬野生生物保護センターもさることながら、その復帰施設にも相当の経費を要する。このような事業は継続しなければ、意味をなさないのであるが、そのためには、有権者のコミットメントが不可欠である。またツシヤママネコの保護、回復のためには、道路、農業、環境等の様々な分野における市や県の行政の協同が必要である。これも各議会、ひいては、有権者、市民、県民の支持がなければなしえない。これらは単なる予算獲得の問題などではない。災害対策対野生生物保全²¹、ツシヤママネコ対ツシマジカなど²²、対立するどちらかを選びとる優先づけが避けて通れないからである。必要なのは、国民、県民、市民の各々の実践がもたらす知見に裏付けられた討論、そして、民主的決定である。

長らく果たされなかった長崎県本土内(佐世保市)でのツシヤママネコ公開も実現し、まずは、動物園という場によって、離島の動物に出会うことができるようになった。訪れる者は、その格子の向こうに対馬の森を見、その島にいざなわれるのである。それでいて、待ち受けているものは、湾と樹木ばかりではなく、生物多様性である。短期間の滞在でもなしえるボランティア、体験は様々である。あるいは下草を育てるために枝を落として生物多様性を向上させ²³、あるいは、アカネズミを増やすためにソバをまき生物多様性の意味をつかむのである²⁴。

18 「自然や歴史への関心の高まりから、観光客数が平成11年より増加し、観光産業が主要産業の1つになりつつある。」「豊かな自然環境は、農林水産業、文化、観光等を持続させる上で必要不可欠な資源である。シヤママネコ保護増殖連絡協議会『ツシヤママネコ保護増殖事業実施方針』(2010年)本編4, 30頁。

19 <http://www.yamanekomai.com/>

20 <http://sizengakko.exblog.jp/>

21 「既存施設の構造改善・ツシヤママネコの移動経路となっている既存カルバート等の清掃・エコロード事業におけるアンダーパスやオーバーパスの設置などによってツシヤママネコと自動車の動線を立体的に分ける等、ツシヤママネコが道路上に進入しない対策を講じる」必要がある。シヤママネコ保護増殖連絡協議会『ツシヤママネコ保護増殖事業実施方針』(2010年)本編22頁。

22 「対馬においてもツシマジカ・イノシシによる農林業被害が発生するなど、人間生活への影響がみられ、今後対馬の自然環境全体に影響が現れることが懸念されている。そのため、長崎県が策定した特定鳥獣保護管理計画に基づき、適正な個体数を維持するための個体数管理を行うことが必要である。シヤママネコ保護増殖連絡協議会『ツシヤママネコ保護増殖事業実施方針』(2010年)本編20頁。

23 「対馬のスギ・ヒノキの植林地で、間伐・枝払い等の管理が不十分な森林が増加しており、下草が生えず、低木・亜高木層が発達せず、森林構造が単純化することにより生物多様性が低下し、結果としてツシヤママネコの餌資源量が少ない環境が広がっていると推測される。シヤママネコ保護増殖連絡協議会『ツシヤママネコ保護増殖事業実施方針』(2010年)本編22頁。

24 「ツシヤママネコを守る会及び舟志の森づくり推進委員会では、耕作放棄地、皆伐後の植林地を活用して、ソバ・麦等の作物を栽培し、ネズミ類・鳥類等の小動物の餌資源量を増加させ、ツシヤママネコの餌資源量を増加させるための取り組みを行っている。シヤママネコ保護増殖連絡協議会『ツシヤママネコ保護増殖事業実施方針』(2010年)本編21頁。

入り組んだ地形をもつ長崎県は、今、生物多様性の知的実践のために大きく開かれている。

【付記】 本稿は、長崎県立大学「学長裁量教育研究推進費」（平成23年度）の交付を受けた研究課題「長崎県にとっての生物多様性 ツシマヤマネコ保護活動が示すもの」の成果の一部である。